

# 三木市ゴルフ協会規約

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、三木市ゴルフ協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務局)

**第2条** 本協会の事務局は、三木市役所内に置く。

(目的)

**第3条** 本協会は、ゴルフの普及と発展を図るとともに、ゴルフを通して市民の輪を広げ健康の増進と健全な青少年の育成に寄与するとともに三木市の産業や観光の振興に貢献する。

(事業)

**第4条** 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催及び後援・協力
- (2) 講習会及び教室の開催及び後援・協力
- (3) 市内で開催するゴルフ競技会への会員のボランティア協力
- (4) その他本協会の目的達成に必要な事業

(会員)

**第5条** 本協会は、本協会の目的に賛同する市民及び団体で組織する。ただし、本協会の運営上特に必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 本協会に入会しようとするものは、入会金を添えて入会申込書を提出しなければならない。
- 3 本協会を退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

## 第2章 組織

(役員)

**第6条** 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名  
(内1名を会計担当とする。)
- (4) 監 事 2名

- 2 理事・監事は、評議員会において選任する。

(役員を選任)

**第7条** 会長及び副会長は理事会の互選により選出する。

- 2 会計担当理事は、理事会の互選により選出する。

(役員の仕事)

**第8条** 会長は、本協会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職を代理する。
- 3 会計担当理事は、本協会の会計事務を処理する。

4 監事は、本協会の会計を監査する。

(名誉役員)

**第9条** 本協会は、会長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する名誉会長及び顧問等の名誉役員を置くことができる。名誉役員は本協会の重要事項について諮問に応じる。

(評議員)

**第10条** この協会に、20人以内の評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

(任期)

**第11条** 本協会の役員・評議員の任期は、2年とし、再任は妨げない。補充された役員・評議員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、名誉役員の任期はこれを定めない。

2 設立時における役員・評議員の任期は、翌々年の3月31日までとする。

### 第3章 会議

(会議)

**第12条** 本協会の会議は次のとおりとする。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(3) 実行委員会

(理事会)

**第13条** 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

3 理事会は、目的達成のため随時開催し、本協会の運営に関する事項の企画立案と執行に当たる。

4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。なお、書面によって出席に代えることができる。

(理事会の議決事項)

**第14条** 次の各号に掲げる事項については理事会に諮り、その議決を得なければならない。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算に関すること。

(3) その他重要な事項に関すること。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

**第15条** 評議員会は評議員で構成し、年1回以上必要に応じて会長が招集し、評議員会の議長は評議員の互選による。

2 評議員会は、理事・監事を選任する。

(実行委員会)

**第 16 条** 理事会で決定した大会等を開催するため実行委員会を設ける。実行委員会の委員は、市内各ゴルフ場の支配人等が当たる。

#### **第 4 章 会計**

(経費)

**第 17 条** 本協会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

**第 18 条** 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

ただし、設立時は翌年の 3 月 31 日までとする。

#### **第 5 章 補則**

**第 19 条** この規約に定めるもののほか、本協会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### **附 則**

この規約は、平成 18 年 9 月 5 日から施行する。